主

原判決を取り消す。

被控訴人は、控訴人に対して金十五万円およびこれに対する昭和三十年四月十一日から右完済まで年五分の割合による金員を支払え。

訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人の負担とする。

この判決は、控訴人において金四万円の担保を供するときは、仮りに執行することができる。

事実

控訴代理人は主文同旨の判決ならびに仮執行の宣言を求め、被控訴代理人は「本件控訴を棄却する。控訴費用は控訴人の負担とする。」との判決を求めた。

控訴人の主張は(イ)本件残代金一五万円の支払期限は当事者間の約定により昭和三〇年四月一〇日と定められた(ロ)被控訴人主張の特約ならびに時効の抗弁はいずれもこれを否認する、と述べたほか、原判決の事実摘示と同一であるからこれを引用する。

被控訴人の陳述したところは次のとおりである。

(一) 控訴人主張の立木売買の成立(ただし後記の特約がある)ならびに残代金一五万円を約定の右四月一〇日に支払わなかつたことは認める。

(二) 右売買契約には、本件立木が見積石数一、二〇〇石に充たないときは、 控訴人において不足する石数に相当する代償の立木を提供する旨の特約がされてい たところ、その実石数は六〇四・八八石で約五九六石不足があつたので、被控訴人 は控訴人に対し右不足の事実を通知し代償立木の提供方を求めたのに未だこれが提 供を受けていない。したがつて被控訴人は右提供を受けるまで本訴残代金の支払を 拒絶する。

(三) 仮りに右支払を拒み得ないものとしても、控訴人は被控訴人の右請求によりおそくとも昭和三〇年四月一〇日までにはこれに応ずべきであるのにその不履行の為め被控訴人はその頃三〇万円の損害を蒙つたのでこの損害賠償債権をもつて本訴残代金債権と対当額において相殺する。

(四) 右主張がすべて認められないとすれば、被控訴人は短期二年の消滅時効を援用する。すなわち、控訴人は農業経営の一環として山林経営をなし本件立木も控訴人所有の山林で生産したものであるから、その売買代金は民法第一七三条第一号所定の生産者が売却した産物の代価であるところ、控訴人は履行期後被控訴人に対して履行の請求をしていないから本訴債権はその翌日である昭和三〇年四月一一日から二箇年の経過により本訴提起前既に時効により消滅した。

証拠として、

控訴人は甲第一、二号証を提出し、原審および当審において控訴人本人の尋問を求め、乙第一号証の一、二は不知とこたえ、 被控訴人は乙第一号証の一、二を提出し、原審証人A、原審および当審証人Bと

被控訴人は乙第一号証の一、二を提出し、原審証人A、原審および当審証人Bと原審および当審において被控訴人本人の各尋問を求め、甲第一、二号証の成立を認めた。

理由

控訴人主張の立木売買契約が被控訴人との間で成立し、同人は代金八〇万円のうち六五万円を支払つたが残代金一五万円については約定の昭和三〇年四月一〇日を過ぎても支払をしなかつたことは当事者間に争がない。

 みならず被控訴人主張の如く石数を確保して取引したのに本件立木の数量検査は買主である被控訴人に一任するのみならずその通知すらしないということ(前記被控訴人本人の供述参照)は、いかに紳士的に事を運ぶとはいつてもとうてい通常の事例とは考えられないのである。

他に右特約の存在を確認するに足る証拠はないからその存在を前提とする被控訴 人の主張はすべて失当というべきである。

ついで時効の抗弁について検討する。

のといわねばならぬ。そこで前記時効の抗弁も失当として排斥を免れない。 されば被控訴人の主張はすべて理由がなく、本訴売買残代金の支払請求を拒むい われがないので控訴人に対しその請求に係る残代金一五万円の支払は勿論、その履 行期の翌日たる昭和三〇年四月一一日から支払ずみまで右に対する年五分の割合に よる損害金を支払うべき義務があり、控訴人の本訴請求はすべて正当として認容す べきものであるのに、これを棄却した原判決は不当であつて取消を免れない。本件 控訴は理由がある。

よつて民事訴訟法第三八六条、第九六条、第八九条、第一九六条を適用して主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 三宅芳郎 裁判官 藤田哲夫 裁判官 熊佐義里)